

平成 28 年 11 月 28 日

お客さま各位

豊橋信用金庫

キャッシュカード振込の一部利用制限について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまをATMへ誘導し、電話で操作を指示して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しています。

当金庫では、高齢者のお客さまの被害を防止するため、緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカード振込の利用制限をさせていただきます。

何卒、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

○緊急対応の内容

次のお客さまはATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

1. 対象となるお客さま

過去3年以上、ATMからキャッシュカードによる振込取引をされていない口座をお持ちの70歳以上のお客さま

2. 開始時期

平成28年12月1日（木）から

※上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合は、当金庫窓口へお申し出ください。

なお、キャッシュカードによる「預入れ」や「払戻し」は従来どおり可能です。

以上